

2023年2月1日

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する政策アンケートのお願い

女性差別撤廃条約実現アクション・かながわ

代表 湯山 薫

連絡先 〒253-0111

高座郡寒川町一之宮 1-20-3 小島八重子気付

TEL:080-1148-7334 FAX:0467-74-0365

e-mail: [opcedawkanagawa@gmail.com](mailto:opcedawkanagawa@gmail.com)

日頃の神奈川県政へのご尽力に敬意を表します。

私たちは、女性差別撤廃条約の選択議定書批准を求めて活動している県内で活動する団体・個人です。全国でこの活動を展開しているNGO「女性差別撤廃条約実現アクション」の参加団体(66団体加盟)でもあります。現在、女性差別撤廃条約の選択議定書批准を求める意見書の採択は、183の自治体になっています。神奈川県では、中井町と座間市で採択されています。

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を締結・批准しましたが、1999年に制定された付属の条約である女性差別撤廃条約選択議定書はまだ批准していません。国連女性差別撤廃委員会からは、たびたび選択議定書を批准するよう、勧告を受けています。

日本は、ジェンダー平等政策では世界に大きく後れをとっております。そのなかでも神奈川県は、「都道府県版のジェンダーギャップ指数」（地域からジェンダー平等研究会、2022年3月8日発表）の神奈川県版を見てみると、「行政」部門では地方自治体の政策立案・執行部門の審議会などの女性登用は全国19位。特に「経済」部門では全国30位と立ち遅れています。M字カーブ（L字カーブ）の全国最下位にも表れているように、子育てや家事の負担を女性が担い、就業の継続が困難になっています。結果として自治体や企業における女性管理職の割合も依然と低くなっています。選択議定書は「個人通報制度」と「調査制度」があり、個人通報制度が利用できれば、「男女差別賃金の是正」「選択的夫婦別姓の実現」にむけ前進することができます。

神奈川県においては、ジェンダー平等の実現のために「かながわ男女共同参画プラン」の実効性を上げる必要があります。選択議定書の批准をすることが求められています。

候補者の皆様がどのようなジェンダー平等政策を表明されるかは神奈川県民のみならず、全国の人々が注目するところです。

そこで、神奈川県議会議員選挙における候補予定者の皆様のジェンダー平等政策、とりわけ女性差別撤廃条約選択議定書批准に関する政策についてご意見をお伺いしたく、別紙のアンケートにご回答くださいますようお願いいたします。

なお、女性差別撤廃条約選択議定書の批准がなぜ必要なのかを解説したリーフレット「批准しないとはじまらない」を同封しますのでご覧いただければ幸いです。ください。詳しい説明をご希望の場合は、ご一報ください。

別紙アンケートのご回答は、2023年2月28日（火）までお願いいたします。

◎ご回答は、2023年2月28日（火）までにお願いします。

◎同封の返信用封筒で返信いただくか

またはメールアドレス [opcedawkanagawa@gmail.com](mailto:opcedawkanagawa@gmail.com) にご返信ください。

◎ご回答は、メディアに公表させていただきますことをご了承ください。

◎ご多忙中恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いします。

---

## <アンケート>

ご回答者お名前

所属会派・政党

立候補予定選挙区

---

**質問1** 世界経済フォーラム（WEF）は7月13日、2022年版のジェンダーギャップ指数を発表。日本のジェンダーギャップ指数は146国中116位（政治分野139位）です。この現状を改善するために、神奈川県で実施することに効果があるとお考えの主な政策を3つ挙げてください。

**質問2-1** 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について、あなたのご意見を以下から選んでください（該当番号に○）。

①賛成

②反対

③保留

**質問2-2** その理由を述べてください

- 質問 3** 全国の地方議会で、政府ならびに国会に対して、「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める意見書」が採択されています。神奈川県議会でも同趣旨の意見書を採択すべきだと思いますか。以下からお選びください。
- ①思う                      ②思わない                      ③どちらとも言えない

(注)現在までに意見書を採択している地方議会については、下記ブログをご参照ください。

<https://opcedawjapan.wordpress.com>

\*ご協力ありがとうございました。